

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	子育て支援課	検索番号	1-1-3
法令名	児童福祉法	根拠条項	第58条	
許認可等	児童福祉施設の設置の認可の取消			
(根拠規定)				
児童福祉法				
第58条 第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。				
第45条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。				
2 児童福祉施設の設置者並びに里親及び保護受託者は、前項の最低基準を遵守しなければならない。				
第46条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。				
3 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者が勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。				
(処分基準)				
児童厚生施設の設置認可の取消しに当たっては、次の要件を処分基準とする。				
1 児童館の設置運営要綱 (昭和63年2月8日付け児第35号県民福祉部長通知)				
第1 総則				
1 目的				
児童館は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく児童福祉施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。				
2 種別				
児童館の種別は次のとおりとする。				
(1) 小型児童館				
小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館				
(2) 児童センター				
(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館 (特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童 (以下「年長児童」という。) の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」				

という。)

(3) 大型児童館

広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4) その他の児童館

(1)、(2)及び(3)以外の児童館

3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「最低基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については、最低基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

第2 小型児童館

1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1) 市町村

(2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。）

(3) 社会福祉法人

(4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者（以下「その他の者」という。）

ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的な基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

3 設備及び運営

(1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び放課後児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6 m²以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2 m²以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12 m²以上（都市部特例においては、138.84 m²以上）として差し支えないこと。

(2) 職員

2人以上の最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

(3) 運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

(4) その他 小型児童館が、児童福祉法第24条ただし書に基づいて使用される場合には、最低基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

4 県の助成

(1) 整備

県は、予算の範囲内において、市町村、民法法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものであること。

(2) 運営

県は、予算の範囲内において、民営の小型児童館の運営に要する費用を、別に定めるところにより補助するものであること。

第3 児童センター

1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

3 設備及び運営

(1) 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6㎡以上、大型児童センターにあつては、500㎡以上とし、野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297㎡以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室は、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。また、大型児童センターにあつては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力の測定器材等を整備すること。また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあつては、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

(2) 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員

を置く場合にあつては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

(3) 運 営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 体力増進指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

運動、遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全に十分留意する必要があること。

(イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当することとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

イ 年長児童指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

指導に当たっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。また、児童の安全管理に十分留意する必要があること

(イ) 指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）等の積極的な協力を得て行うものとする。

ウ その他 体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるよう、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるよう、開館時間等 について特に配慮すること。

4 県の助成

(1) 整 備

県は、予算の範囲内において、市町村、民法法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものであること。

(2) 運 営

県は、予算の範囲内において、民営の児童センターの運営に要する費用を、別に定めるところにより補助するものであること。

第4 大型児童館

1 A型児童館

(1) 機 能

第3の1に掲げる機能に加えて、県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、県とする。

ただし、運営については民法法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

(3) 設備及び運営

ア 設 備

第3の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

- (ア) 建物の広さは、原則として、2,000 m²以上とし、適当な広場を有すること。
- (イ) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職 員

第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

ウ 運 営

第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

- (ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

2 B型児童館

(1) 機 能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、県、市町村、民法法人、社会福祉法人及びその他の者とする。

(3) 設備及び運営

ア 設 備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

- (ア) 定員 100 人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として 1,500 m²以上の広さを有すること。なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。
- (イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。
- (ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。
- (エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職 員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。

ウ 運 営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

- (ア) 児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。
- (イ) 母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。
- (ウ) 利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

3 C型児童館

C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて、芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータープレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊

研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

- 4 県の助成 県は、予算の範囲内において、市町村、民法法人、社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

第5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性、対象児童の実態等に相応したものであること。

2 児童遊園の設置運営について（平成4年4月4日付け婦第280号県民福祉部長通知） 標準的児童遊園設置運営要綱

第1 機能

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）による児童厚生施設としての児童遊園は、地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有するものである。

- 第2 児童遊園は、児童の居住する全ての地域を対象に、その生活圏に見合った設置が進められるべきであるが、当面児童の遊び場が不足している場所に優先的に設置することとする。

第3 設備

- 1 敷地は、原則として330㎡以上であること。
- 2 標準的設備として、次に掲げるものを設ける必要があること。
 - (1) 遊具（ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備）
 - (2) 広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等
 - (3) 棚、照明設備
- 3 その他、児童の創意・工夫を生かすことのできる付带的設備を設けることが望ましいこと。
- 4 地域の児童や環境及び保護者の状況等に対応した多様な形態を工夫するとともに、遊具等の配置、道路との接続等その利用に配慮すること。

第4 運営

児童遊園の運営に関しては、児童福祉施設最低基準（昭和22年12月19日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）の定めるところのほか、特に次の事項に留意すること。

- 1 児童遊園には、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を配置すること。ただし、他の児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であってもさしつかえないこと。
- 2 児童厚生員は、近隣地域の児童の遊びの指導を行うものであるが、特に幼児又は小学校低学年児童の遊びの指導と安全の確保に配慮すること。
- 3 児童遊園の適正な管理運営のため、児童委員、児童福祉施設関係者、母親クラブや子供会等の地域組織、社会福祉協議会、地域のボランティア、教育関係者、学識経験者等により構

成された児童遊園運営協議会を設置し、児童遊園の環境整備、遊具の保全や更新及び事故の防止等に関し、参加・協力を得るよう努めること。

(その他)